

○設備機器定期点検基準表

高圧受電設備定期点検

1. 管理設備の範囲、数量等

設備	機器	数量	単位	周期	
受変電設備 (トランス容量：250KVA)	高圧受電盤 (屋外キュービクル 受電電圧： 6.6kV)	1	基	6回/年 (月次)	1回 (年次)

2. 点検基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				I	II	
設備 引込	引込線	外観点検	○	○	○	必要の都度
	区分開閉器	絶縁抵抗測定			○※1	
	電線、支持物、ケーブル	放電雑音チェック		○		
受電設備 (一次変電設備)	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価度試験			○※2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※2	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	母線、計器用変成器 断路器、電力用ヒューズ 避雷器、電力用コンデンサ、リアクトル、その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		絶縁油透明度チェック			○※3	
		絶縁油酸価度試験			○※3	
		絶縁油破壊電圧試験			○※3	
		内部点検			○※3	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験			○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	接地工事 (接地線・保護管)	外観点検	○	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○※4	○※4	

	構造物・配電設備 (受電室建物 キュービクル式受・配電 設備の金属製外箱等)	外観点検	○	○	○	必要の都度
電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				I	II	
負荷設備	電動機、電熱器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	電気溶接機	電圧・電流測定	○※8	○※8	○※8	
	その他の電気機器類	絶縁抵抗測定			○※1,6	
	照明装置	接地抵抗測定		○※4	○※4	
	配線及び配線器具	温度チェック	○	○	○	
	接地装置	漏洩電流測定	○※5	○※5		
	配電線路の電線等	絶縁監視	○※7	○※7	○※7	
	及び支持物					

注（１）月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとする。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行う。

ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

イ 電線と他物との離隔距離の適否

ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無

エ 接地線等の保安装置の取付け状態

（２）※５を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のＢ種接地線で漏えい電流を測定する。

ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとする。

（３）※８を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとする。

（４）年次点検Ⅰは無停電で行う点検で、年次点検Ⅱは停電をして行う点検をいう。なお、年次点検Ⅰを実施する場合は３年に１回は年次点検Ⅱを行うものとする。

年次点検Ⅰは、信頼性が高い設備で、年次点検Ⅱと同等と認められる次の各項目が１年に１回以上行われている場合に実施する。

ア 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第５８条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。

イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第１９条に規定された値以下である。

ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。

エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常である。

オ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。

（５）※１を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがある。

（６）※２を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）１０年経過時に、１０年を超えたものは５年経過毎にそれぞれ行うものとする。

電気設備保守点検

電気設備の管理は、この仕様書に基づいて行ない、設備の機能を常に最良の状態に保つものとする。

1. 管理設備の範囲・数量・周期等

設備名	対象範囲	数量
電灯コンセント盤		13面
動力盤		10面
非常灯設備		52灯
照明設備		667灯
電話設備	デジタル交換機	1式
	電話機	14台
LAN設備	LAN	12箇所
放送設備	スピーカー	45台
I T V設備	カメラ	12台
インターホン設備		3箇所
呼出表示設備		3箇所
時計設備	電池時計：7台	10台
	電波時計：3台	

2. 点検項目等

点検項目及び点検周期は次のとおりとする。

設備区分	点検項目	周期
電気設備	- 機能動作点検（動作・異音・振動等の確認） - 外観点検（損傷・破損・漏水等の確認）	1 回/年

空調設備等保守点検

空調設備の管理は、この仕様書に基づいて行ない、設備の機能を常に最良の状態に保つものとする。

1. 管理設備の範囲・数量・仕様等

設備名	機器No.	構成等	数量	作業周期
ガスヒートポンプパッケージ (マルチ)	GHP-1	室内2台/室外機1台	3台	IN/OFF点検 冷暖各2回/ 年、ガスエ ンジン点検2回 /年(冷凍能力 3トン以上20 トン未満)
ガスヒートポンプパッケージ (マルチ)	GHP-2	室内4台/室外機1台	5台	
ガスヒートポンプパッケージ (マルチ)	GHP-3	室内4台/室外機1台	5台	
ガスヒートポンプパッケージ (マルチ)	GHP-4	室内5台/室外機1台	6台	
ガスヒートポンプパッケージ (マルチ)	GHP-5	室内3台/室外機1台	4台	
ガスヒートポンプパッケージ (マルチ)	GHP-6	室内4台/室外機4台	8台	
ガスヒートポンプパッケージ (マルチ)	GHP-7	室内2台/室外機1台	3台	
ガスヒートポンプパッケージ (マルチ)	GHP-8	室内5台/室外機1台	6台	
空冷ヒートポンプパッケージ (マルチ)	EHP-1	室内1台/室外機2台	3台	2回/年
空冷ヒートポンプパッケージ (マルチ)	PAC-1	室内2台/室外機1台	3台	
空冷ヒートポンプパッケージ (マルチ)	PAC-2	室内1台/室外機1台	2台	
空冷ヒートポンプパッケージ (マルチ)	PAC-3	室内1台/室外機1台	2台	
空冷ヒートポンプパッケージ (マルチ)	鶴の生態展示 コーナー	室内1台/室外機1台	2台	
ルームエアコン	RAC-1	室内1台/室外機1台	2台	1回/年
電気暖房機	EH-1	ヒーター1Φ200V, 3.5KW	1台	
再熱ヒーター	H-1	3Φ200V、15.0KW (空調機組込)	1台	
加湿器 (収蔵庫用)	K-1	3Φ200V、4.8Kg/h	1台	2回/年
軟水器 (収蔵庫用)	N-1	本館用3W、100V 軟水機食塩 (3kg/月)	1台	
全熱交換器	HEX-1、2	天井カセット式	2台	
送風機	FS-1、FE-1、 FE-2、FE-3	片吸込シロッコファン	4台	1回/年
給気ファン	FS	3Φ200V(1台)、100V (4台)	2台	
排気ファン	FE	3Φ200V(4台)、100V (20台)	16台	
天井扇	FV	100V低層温タイプ	16台	
空調自動制御			1式	

a. GHP保守点検業務

作 業 項 目	数量	作業周期
G H P 室外機点検	1 1 台	2 回/年
G H P 室内機点検	2 9 台	
備 考		
室外機： 異常な音・振動の有無、外観の損傷・腐食・錆・油にじみの有無（配管を含む）、 運転時間記録など。 室内機： 異常な音・振動の有無、冷温風の吹き出し量の異常有無、冷房・暖房運転切替、 冷温風の温度の異常有無など		

b. 空冷エアコン保守点検

作 業 項 目	数量	作業周期
室内機点検	7 台	1 回/年
室外機点検	5 台	1 回/年
備 考		
室外機： 異常な音・振動の有無、外観の損傷・腐食・錆・油にじみの有無（配管を含む）など 室内機： 異常な音・振動の有無、冷温風の吹き出し量の異常有無、冷房・暖房運転切替、 冷温風の温度の異常有無など		

c. フロン点検

作 業 項 目	作 業 内 容	数量	作業周期
簡易フロン点検	目視による外観点検	5 4 台	1 回/年
定期フロン点検	有資格者によるシステム漏洩点検	6 台	1 回/3 年

d. その他点検

作 業 項 目	作 業 内 容	数量	作業周期
電気暖房機、再熱ヒータ点検	ケーシング、ヒーター、サーモ、運転状態、取付状態等	2 台	1 回/年
加湿器、軟水器点検	外観状態、破損・損傷、水漏れ等の点検	2 台	2 回/年
全熱交換器点検	異音・振動、風量、ダンパー、外観状態等の点検	2 台	2 回/年
送風機、給気ファン、排気ファン、天井扇点検	異音・振動、防振材、風量、外観状態等の点検	2 2 台	1 回/年

2. 自動制御設備点検業務

作 業 項 目	数量	作業周期
空調制御設備点検（動作・状態確認）	1 式	1 回/年

3. フィルター清掃業務

作 業 項 目	数量	作業周期
フィルター清掃（汚れ具合により洗浄を行うこと）	3 8 台	2 回/年
備 考		
・全熱交換器の熱交換エレメントは表面を掃除機にて除塵すること。		

4. 吸い込み口清掃業務

作 業 項 目	数量	作業周期
施設空調吸込み口清掃（汚れ具合により洗浄を行うこと）	1 式	1 回/年

衛生設備保守点検

衛生設備の管理は、この仕様書に基づいて行ない、設備の機能を常に最良の状態に保つものとする。

1. 管理設備の範囲、数量等

設備名	機器名	数量	単位	設備名	機器名	数量	単位	
衛生器具	①クリーンドライ	5	台	衛生器具	②電気温水器	1	基	
	①便器	27	台		②ガス給湯器	1	台	
	①洗面器	1	台		③ろ過装置 ④塩素注入器	1 1	台 台	
	①ハイバック洗面器	2	台					
	①手洗い器	1	台					
	①バリアフリー洗面器	1	台					
	①はめ込み洗面器	6	台					
	①ボウル一体カウンター	5	台		トラップ	グリストラップ	1	基
	①オストメイト	1	台					
	①流し台	4	台					
	①掃除流し	3	台					

2. 点検項目等

点検項目及び点検周期は次のとおりとする。

設備名	点検項目	周期
衛生器具 ①	- 機能動作点検（動作・異音・振動等の確認） - 外観点検（損傷・破損・漏水等の確認）	2回/年

3. 点検項目等

点検項目及び点検周期は次のとおりとする。

設備名	点検項目	周期
衛生器具 ②	- 逃がし弁の動作確認 - 湯温及び週間タイマーの設定確認 - 過熱、変色及び水漏れの有無 - 湯沸器固定金物のボルトの緩みの有無（締め付け） - 絶縁抵抗試験	1回/年

4. 点検項目等

点検項目及び点検周期は次のとおりとする。

設備名	点検項目	周期
衛生器具 ③	- ろ過装置の運転圧力の確認 - 集毛器の詰りの有無 - ろ過ポンプの運転・電流確認 - 過熱、変色、異音、震動、水漏れの有無	4回/年
衛生器具 ④	- 注入ポンプの動作点検 - 軟水装置の動作点検 - 薬液槽及び接続配管の点検 - 制御盤の動作点検	

5. 点検項目等

点検項目及び点検周期は次のとおりとする。

設備名	点検項目	周期
トラップ	・トラップ柵の柵内清掃及び汚泥の廃棄処理	1回/月

防災設備保守点検

防災設備の管理は、この仕様書に基づいて行ない、設備の機能を常に最良の状態に保つものとする。

1. 管理設備の範囲、数量等

設備	機器	数量
自動火災報知設備	差動式スポット型感知器	48個
	定温式スポット感知器	4個
	光電式煙感知器	15個
	発信機・ベル・表示灯	9基
不活性ガス消火設備	窒素ガス	8式
消火器	A B C 消火器	10本

設備	機器	数量
非常警報設備	非常ベル	45台
誘導灯設備	誘導灯	24灯
火災通報設備	消防機関への通報	1式

2. 点検項目等

点検項目及び点検周期は次のとおりとする。

設備	点検項目	周期
自動火災報知設備 不活性ガス消火設備 非常警報設備 誘導灯設備 火災通報設備 消火器	・機器点検（消防庁告示点検要領による） ・総合点検（消防庁告示点検要領による）	2回/年 1回/年

3. その他

・故障修理に係わる費用は別途契約とする。

・バッテリー等の部品及び取替えに係わる費用及び防災監視盤用プリンター用紙・インクリボン等の消耗品に係わる費用は本契約に含まず別途契約とする。

環境衛生管理に関する業務

建築物内の衛生的環境を保持するため「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等の法令に定める建築物環境衛生管理基準等に従って検査・測定等を行う。

1. 環境測定業務

作 業 項 目	数量	作業周期
空気環境測定	10 P	6 回/年
照度測定	10 P	6 回/年
残留塩素測定	1 箇所	1 回/週

2. 水質検査業務

作 業 項 目	数量	作業周期
水質検査（16、11 項目及び、消毒副生成物）	2 回	2 回/年

3. 害虫防除業務

作 業 項 目	数量	作業周期
生息調査	30 箇所	1 回/月
備 考		
害虫発見時における部分的な駆除を含む。		

4. レンジフード点検・清掃業務

作 業 項 目	数量	作業周期
・本体の油汚れを中性洗剤で落とす。	3 箇所	3 回/年
・ファン及びグリスフィルターを本体から外して中性洗剤で油汚れを落とす。 汚れが落ちにくい場合はぬるま湯に漬け置きして、油汚れを落とすこと。		
・機能動作確認（動作・異音・振動・ランプ点灯等の確認）		

昇降機設備保守点検

昇降機設備の管理は、この仕様書に基づいて行ない、設備の機能を常に最良の状態に保つものとする。

昇降機（POG契約：メーカー点検）

1. 管理設備の範囲、数量等

号 機	1 号機 (EHA5509)	2 号機 (EOA4418)
台 数	1 台	1 台
用 途	乗用	人荷用
定 員	1 5 人	1 5 人 (1000kg)
速 度	4 5 m/分	4 5 m/分
停 止 階	1 階～2 階	1 階～2 階
付加装置	・地震時管制運転装置、P 波付(リスタート機能有) ・火災時管制運転装置) ・停電時自動着床装置 ・音声合成オートアナウンスシステム ・多光軸センサー ・車いす仕様 ・冠水管制運転装置 ・自動診断仮復旧機能 ・戸開走行保護装置	・地震時管制運転装置、P 波付(リスタート機能有) ・火災時管制運転装置) ・停電時自動着床装置 ・音声合成オートアナウンスシステム ・多光軸センサー ・車いす仕様 ・冠水管制運転装置 ・自動診断仮復旧機能 ・戸開走行保護装置
メーカー	フジテック	フジテック

2. 定期点検

監視装置によるリモート点検と必要に応じた技術員の巡回点検をプログラムにより組み合わせエレベーター各部を点検、必要に応じて調整、注油を行なう。

点検内容は、リモート点検の異常・不具合状況や現地での機器の状況を確認し下記の点検内容から技術員が必要に応じて行なう。 ※詳細は別紙1「点検項目」のとおり

3. エレベーター設備保守点検業務

作 業 項 目	数量	作業周期
保守点検業者による POG 契約		
保守点検業者による定期点検 (技術員による、機械装置の点検、清掃、給油、調整)	2 基	1 2 回/年
保守点検業者による法定検査	2 基	1 回/年

4. リモート点検

2 4 時間機器を遠隔監視し、異常や不具合発生時には、出動、対策を行なう。

〔監視項目〕

- | | | |
|-------|----------|-------------|
| ①閉じ込め | ②起動不能 | ③安全装置動作 |
| ④電源異常 | ⑤制御機器の状態 | ⑥制御用マイコンの状態 |
| ⑦走行異常 | ⑧ドア異常 | |

5. 異常時の通話機能

閉じ込めなど異常時には、エレベーターかご内と管制センターとの間で直接通話することができる。

6. 検査立会い

建築基準法第 12 条、又は労働安全衛生法第 4 1 条に定める法定検査の立会いを行う。

7. 故障対策

2 4 時間出動体制をとり不時の故障に対し、対応する。

8. その他

1) 修理又は取替の条件

消耗や損傷による部品取替または修理作業並びに部品の改造が必要な場合、別途見積の上、合意に基づき実施する。

2) 撤去品及び残材の処分

仕様に基づく作業によって発生する撤去品及び残材は、無償で引取り処分する。

3) 作業の時間

故障対策を除き、点検、整備等は平日昼間帯（月～金：8時50分～17時20分）に行なう。
作業に必要な時間は運転休止する。

4) 法律に基づく検査

建築基準法に定められた項目を検査し、所轄官公庁に報告する。

5) 管理責任

エレベーターの占有もしくは管理に基づく責任は一切引き受けない。

6) エレベーター関連設備のメンテナンス

BGM装置、地震感知器、煙感知器、消火設備、防災センター内設置の監視盤、一斉放送指令機能を有する集合インターホン等のエレベーター関連設備のメンテナンス（点検、整備）は、含まない。

7) 遠隔監視点検内容については別表2「遠隔監視点検項目」のとおり

自動扉設備保守点検

自動扉設備の管理は、この仕様書に基づいて行ない、設備の機能を常に最良の状態に保つものとする。

1. 管理設備の範囲、数量等

階	場所	種類	数量	単位	備考
1F	玄関	両引き戸	1	台	ナブコドア
1F	展示室出口	両引き戸	1	台	

2. 点検項目等

点検項目及び点検周期は次のとおりとする。

機器名	点検項目	周期
ドア サッシ部	・ドアの傷 ・異音 ・ガイドレール内の異物 ・振れ止め ・全閉時の戸先隙間 ・ステッカーの確認	4回/年
懸架部	・ハンガーレールの締め付け、磨耗 ・ハンガーレールの汚れ ・戸車の磨耗、損傷 ・ストッパーの締め付け	
動力部 作動部	・異音 ・エンジンの締め付け ・防振ゴムの変形 ・従動プーリーの締結 ・ベルトの締結、張り、磨耗	
制御装置	・開閉速度 ・クッション作用 ・開き保持時間 ・制御装置の締め付け	
センサー部	・センサーの検出範囲 ・センサーの締め付け ・補助センサーの作動 ・補助センサーの締め付け	
電源回路	・総合動作（通常開閉動作、反転動作） ・電線の支持、接続 ・電源電圧の確認 ・絶縁抵抗	
その他	・オートロック装置の作動（電気錠） ・システム動作の確認	

3. 保守内容

- ・定期点検
- ・故障時の修理調整費（材料及び部品代は含まない）
- ・部品取替え時の技術費、派遣費及び諸経費

4. 除外項目

次の事項は、本仕様書の修理及び取替え作業には含まない。

- ・天災不測の事故、不可抗力による修理費、復旧工事費
- ・お客様の都合による改造、移設を行なう工事費
- ・お客様の使用上の不備、誤りによる修理費、復旧工事費
- ・サッシ、ドア、ガラス、ガイドレール等の部品費、取替え工事費
- ・吊車・ベルト・レール、駆動ユニット、コントローラーユニット、検出装置本体等の部品費

5. その他

故障発生時は、速やかに技術員を派遣し適切な処置をとるものとする。

特殊建築物定期調査業務

特殊建築物等定期調査報告

建築設備（敷地・構造・防火・避難施設・衛生）について、特殊建築物調査資格者のもとに3年に1回調査し、岐阜市に報告する。なお、報告書は指定管理者で保管すること。

(1) 調査項目

- ・定期調査の総括
- ・建築設備等の設置・点検状況
- ・関連図書の整備状況
- ・敷地の状況
- ・一般構造の状況
- ・構造強度の状況
- ・耐火構造等の状況
- ・避難施設等の状況

(2) 岐阜市への報告

- ・定期調査報告書（概要書、図面含む） 2部作成・報告
- ・報告書（報告指定書式による）
- ・図面

防火対象物定期点検

多数の人が出入り等する一定の防火対象物について、火災予防のために資格者による定期点検を年1回行い、その結果を消防機関へ報告する。

建築設備および防火設備定期検査業務

建築基準法第12条第2項および4項の規定に基づき対象となる「建築設備定期検査」および「防火設備定期検査」を年1回行い岐阜市へ報告する。なお、報告書は指定管理者で保管する。

(1) 建築設備の対象設備

- ・換気設備
- ・非常用照明装置

(2) 火災時に煙や熱で感知して閉まる随時閉鎖式の防火設備

- ・防火戸 : 6枚
- ・防火シャッター : 1台

(2) 岐阜市への報告

定期検査業務を行った時は直ちに点検表を作成・提出し、確認を受けるものとする。

駐車場システム機器点検

駐車場システム機器の管理は、この仕様書に基づいて行ない、設備の機能を常に最良の状態に保つものとする。

1. 管理設備の範囲、数量等

種別	品名	メーカー名	数量	単位
一般駐車場	駐車場発券機	アマノ製	1	台
	駐車料金精算機	アマノ製	1	台
	カーゲート	アマノ製	2	台
	バーキャッチャー	アマノ製	2	台
	車両検知器	アマノ製	2	台
	監視盤	パブリックシステム製	1	台
	KS-55mini4Gタイプ	ケイシン製	1	台
	満空表示灯	アマノ製	1	台
	出庫注意灯	アマノ製	1	台
	ワイヤレス送信機	パブリックシステム製	1	台
	ワイヤレス受信機	パブリックシステム製	1	台
	認証機	アマノ製	2	台

2. 点検

保守点検仕様は、パブリックシステム株式会社の業務基準点検に基づき実施する。

3. 点検周期

定期点検は4ヶ月ごと（3回/年）とする。

4. その他

- 故障発生時における現地修理対応時間は、祝祭日を除く月曜日～金曜日の9時～17時までとする。
(但し、呼出しにおいて現地対応した費用は有償とする)
- 部品代は含まれていない。
- 消耗品類（駐車券、インクリボン、領収書用紙などは）は含まれない。

機械警備業務

1. 業務内容

長良川うかいミュージアムの夜間、休館日の警備を本仕様書に従って実施するものとする。

なお、本仕様書に示されていない事項で、軽微な業務については、委託者、請負者協議のうえ契約金額の範囲で実施すること。

(1)警備目的

- ①上記対象施設に係わる盗難及びその他不良行為の予防、若しくは早期発見及びその拡大の防止を行う。(防犯)
- ②火災等異常を受信したときに、119番通報と緊急対応を行う。(防災)
- ③侵入の異常を受信したときに緊急対応を行う。(侵入異常)

(2)警備方法

設置した警備機器等により検出される異常情報を、電話回線を利用して移報し、各業務を行う。

(3)警備要領

①防犯警備異常情報を受信した場合

イ. 請負者は、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の内容の確認を行い、必要な処置をとるとともに、必要と認めたときは遅滞なく警察機関に通報し、緊急出動の要請を行う。

②防災警備異常情報を受信した場合

イ. 請負者は、遅滞なくその原因を確認し、火災発生と判断したときは、直ちに消防機関に通報し、緊急出動を要請するとともに、緊急要員を現場に急行させ必要な処置をとる。

ロ. イにより異常事態が発生したときは、施設管理者へ緊急連絡し、現場確認を行う。

③侵入異常を受信した場合

請負者遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の内容の確認を行い、委託者の緊急連絡先に電話で異常事態発生を通報するものとする。

(4)警備実施時間

甲が警備装置開始の信号を発したときから同装置解除の信号を発したときまでとする。

(5)警備機器の保守点検

ア 警備機器類は、請負者の所有に属する。

イ 請負者は、警備装置の機能保持のため、適宜保守点検を請負者の負担で行う。

ウ 警備機器の取り外しは、契約期間満了時に、契約が継続する場合を除いて、請負者の負担で行う。
なお、請負者がその指示に従わないときは、委託者が自由に撤去できるものとする。

(6)警備機器の取付場所及び種類変更

機器の取付後に、機器の取付場所、種類の変更及び追加の必要が生じたときは、請負者はそれに応じるものとする。この場合の経費については、委託者、請負者協議のうえ決定するものとする。

(7)警備業務員等

ア 請負者は、この業務に従事する業務員の人事並びに警備に関する指揮、運営を行う。

イ 請負者は、本契約の履行に当たって、関係する法律に規定されたすべての義務を負うとともに、関係機関等の手続きを行う。

2. 損害賠償限度額

(1)請負者の責に帰すべき事由により委託者が損害を受けたときは、次の賠償額を限度としてその損害を保償する。

(2)賠償額は、一事故につき対人賠償・対物賠償あわせて10億円とする。

3. その他

本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。

一般駐車場障害対応業務

1. 業務内容

長良川うかいミュージアムの一般駐車場障害対応業務を本仕様書に従って実施するものとする。

(1)対応方法

設置したオートフォンにてALSOCK管制センターへ連絡が入った場合は出動し対応する。

※但し、料金に関わる対応は行わない。

(2)警備要領

①出庫不能の場合

緊急要員を急行させ、異常事態の内容の確認を行い入庫した車両が出庫可能な措置を取る。

②精算機障害の場合

緊急要員を急行させ、異常事態の内容の確認を行い料金の精算行為が発生した場合は、別途用意する”料金トラブルのお詫び“のメモを手渡すこととする。メモの内容による料金精算については運営スタッフが対応する。

(3)警備実施時間

夜間・休館日を含めた終日とする。

但し、開館日における障害対応時には事務所スタッフに出動の確認の有無を行い対応をする。

(4)警備機器の保守点検

ア 警備機器類は、請負者の所有に属する。

(5)警備機器の取付場所及び種類変更

機器の取付後に、機器の取付場所、種類の変更及び追加の必要が生じたときは、請負者はそれに応じるものとする。この場合の経費については、委託者、請負者協議のうえ決定するものとする。

展示設備保守業務

1. 業務内容

長良川うかいミュージアムの展示設備保守業務を本仕様書に従って実施するものとする。

(通年)

機器仕様		数量	周期
演出システム機器 (プロジェクタ消耗部品交換)	2F ガイダンスシアター (60W)	4 台	1 回/年
	1F 展示コーナー (60W)	7 台	1 回/年
演出照明設備 (点検または管球交換)	ハロゲン球①	17 個	1 回/年
	ハロゲン球②	4 個	2 回/年
	ハロゲン球③	8 個	1 回/年
	ハロゲン球④	1 個	2 回/年
	100W シリカ球	3 個	
	ブラックライト 15W	5 個	1 回/年
展示物清掃業務	造形、グラフィック、造作など	1 式	都度

※上記作業に伴い、仮設足場の設置又は高所作業車が必要となる場合がある。

※上記作業と共に調整作業として、映像装置点検・制御機器点検・プロジェクタ整備・展示全般点検を行う。

(複数年)

機器仕様		数量	周期
演出システム機器 (プロジェクタ消耗部品交換)	2F ガイダンスシアター (252W)	3 台	1 回/5 年
演出システム機器 (PC 及び UPS 消耗部品交換)	UPS 内蔵バッテリー	16 個	1 回/3 年
	PC 内部電池	13 個	
演出照明設備 (点検または管球交換)	シームレスラインランプ	45 個	1 回/4 年
	LED 照明 (LED エッジライト、間接 LED など)	984 個	1 回/15 年
その他照明設備	展示ウォールケース紫外線防止型蛍光灯	12 個	1 回/3 年

調湿材の調達について

区分	機器仕様	数量	周期
展示ウォールケース湿度管理	調湿材	1 式	1 回/2 年

※湿度管理のための調湿材の購入を行う。調湿材の設置については学芸員の指示に従うこと。

付属資料

1. 環境衛生管理基準

項 目		省令による規定	
空 気 環 境 の 測 定	測定周期と回数		2ヶ月以内毎に定期的に測定、1点を1日2回測定
	測 定 対 象	浮遊粉塵	奨励値 0.15mg/m以下（2回の平均値）
		一酸化炭素	〃 10ppm以下
		炭酸ガス	〃 1000ppm以下
		温度	〃 17℃～28℃
		相対湿度	〃 40%～70%
		気流	〃 0.5m/s
	測定位置		各階毎に居室の中央の床上75cm～120cmの間及び外気取入口前
	測定点の設定		各階毎
測定回数の改正通達		生衛発541号 平成11年3月30日 厚生省生活衛生局長	
給 水 管 理	残 留 塩 素	測定周期	7日以内毎に定期的に定点を測定
		奨励値	遊離残留塩素0.1ppm以下
		測定位置	給水配管系統末端の水栓
	水 質	検査周期	6ヶ月以内毎に定期的に検査
		基準	付属資料2.「水質基準」
		測定位置	給水配管系統末端の水栓
	貯 水 槽 清 掃	清掃周期	1年以内毎に定期清掃
		作業	従事者の健康維持、用具衣類の消毒、作業終了後槽内消毒
		残留塩素測定	当該水槽内及びそれよりの給水配管系末端の水洗
ねずみ・害虫防除		2ヶ月毎に生息調査を実施し、定期的に統一的に実施、防鼠、防虫、構造点検	
清掃及びごみ処理		日常清掃の他、6ヶ月以内毎に統一的清掃、廃棄物処理系統の点検	

2. 水質基準

飲料水の供給に係る水質検査

検査の対象	検査項目	検査回数	水質基準	記 事
水道法第3条第2項に規定する水道事業に供する水道又は同条6項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として飲料水を供給する場合	一般細菌	1回/6ヶ月以内(定期)	100個/1ml以下	・全項目検査 左記の16項目実施 ・簡易項目検査 左記※印項目を除く11項目 ※印については検査の結果、水質基準に適合していた場合は、その次の水質検査において省略しても差し支えない ☆: 1年以内に1回まで省略可能
	大腸菌群	1回/6ヶ月以内(定期)	検出されないこと	
	※鉛	☆1回/6ヶ月以内(定期)	0.05mg/ℓ以下	
	亜硝酸態窒素	1回/6ヶ月以内(定期)	0.04mg/ℓ以下	
	硝酸・亜硝酸性窒素	1回/6ヶ月以内(定期)	10mg/ℓ以下	
	※亜鉛	☆1回/6ヶ月以内(定期)	1.0mg/ℓ以下	
	※鉄	☆1回/6ヶ月以内(定期)	0.3mg/ℓ以下	
	※銅	☆1回/6ヶ月以内(定期)	1.0mg/ℓ以下	
	塩素イオン	1回/6ヶ月以内(定期)	200mg/ℓ以下	
	※蒸発残留物	☆1回/6ヶ月以内(定期)	500mg/ℓ以下	
	過マンガン酸カリウム消費量	1回/6ヶ月以内(定期)	10mg/ℓ以下	
	PH値	1回/6ヶ月以内(定期)	5.8以上8.6以下	
	味	1回/6ヶ月以内(定期)	異常でないこと	
	臭気	1回/6ヶ月以内(定期)	異常でないこと	
	色度	1回/6ヶ月以内(定期)	5度以下	
	濁度	1回/6ヶ月以内(定期)	2度以下	
	フッ素化合物体及び塩化フッ素	1回/1年以内(6月～9月)	0.01mg/ℓ以下	消毒副生物項目
	クロロ酢酸	1回/1年以内(6月～9月)	0.02mg/ℓ以下	
	クロロホルム	1回/1年以内(6月～9月)	0.06mg/ℓ以下	
	ジクロロ酢酸	1回/1年以内(6月～9月)	0.04mg/ℓ以下	
	ジブromクロロメタン	1回/1年以内(6月～9月)	0.1mg/ℓ以下	
	臭素酸	1回/1年以内(6月～9月)	0.01mg/ℓ以下	
	総トリハロメタン	1回/1年以内(6月～9月)	0.1mg/ℓ以下	
	トリクロロ酢酸	1回/1年以内(6月～9月)	0.2mg/ℓ以下	
	ブromジクロロメタン	1回/1年以内(6月～9月)	0.03mg/ℓ以下	
	ブromホルム	1回/1年以内(6月～9月)	0.09mg/ℓ以下	
	ホルムアルデヒド	1回/1年以内(6月～9月)	0.08mg/ℓ以下	
	塩素酸	1回/1年以内(6月～9月)	0.6mg/ℓ以下	